

# 南京日本語補習授業校幼稚部規則

南京日本語補習授業校運営委員会

2019年6月1日制定

xXxX年xx月XX日改訂

## 前文

南京補習授業校幼稚部の児童増加に伴い、多方面で問題が表面化した。同様な問題の再発防止のため、父母間の意思の統一を図り、問題解決の基本的な考え及び方策として、本規則を定める。

## 第1章 教育方針

### 第1条 教育方針

1. 日本語に触れる機会を増やす。
2. 日本の文化、行事に慣れ親しむ。
3. 歌や遊びなどを通し、日本語に興味を持たせる。
4. 補習校での基本的な生活習慣を身に付けると共に、集団生活になれる。
5. 小学部入学時、スムーズに適応できるよう準備する。

### 第2条 目標教育レベル

1. 目標教育レベルは別紙【幼稚部学習目標】にて定める。
2. 本教育レベルの目標は補習校だけでなく、家庭学習も合わせて、達成するものである。

## 第2章 入学条件及び基準

### 第3条 受入れ基準

対象は、原則として【南京日本語補習授業校規則】、第1章、第3条に定めてある通りであるが、幼稚部では、前文の懸念に基づき、下記を追加基準とする。

1. 日本や現地(南京)、インターナショナルなどの保育園または幼稚園に通っている、または通っていた実績がある。
2. 日本語で意思の疎通ができる。
3. 日常的に日本語で会話する環境にある。
4. 日本の文字や文章に触れる機会が日常的にある。
5. トイレを自分で行うことができる。
6. 父母のうち少なくとも一人は日本語で運営に参加できる。
7. 父母が補習校の運営に関して参加および協力ができる。

※1～7項の条件を満たさなくとも、即入学拒否とはならず、トライアル期間を設け、その結果をもって、入学可否を判断する。

#### **第4条 トライアル期間**

1. トライアル期間は授業 4 回分とする。
2. トライアル期間中の、児童の適応性、父母の協調性など、学校運営及び授業進行に与える影響を鑑みて、校長、担当教師、および運営委員会によって、入学可否の判断をする。
3. トライアル費用は 1 回 150 元、保険料は 20 元(4 回分)とする。トライアル 4 回で合計 620 元を徴収する。

### **第 3 章 安全・衛生**

#### **第5条 対策・対応者**

「運営委員会」「校長」「教師陣」「父母」は児童の安全・衛生面の確保に最大限の注意を払い、最優先で必要な対策・対応を講じる。

但し、上記にも拘らず、不可抗力で問題が発生した場合、「運営委員会」「校長」「教師陣」「父母」が問責されるものではない。

#### **第6条 授業中の安全確保**

1. 各家族に輪番制にて半日ごとの見守り当番を割り当てる。(当番表は運営委員会が作成する。)
2. 見守り当番は授業開始前に校内での安全を確保する手段を講じる。
3. 見守り当番は授業中、常に児童の近くに待機し、発生した安全・衛生上の全ての問題に対応する。
4. 割り当てられた日程で都合が悪い場合は、当番本人が代理を立てる。当番表作成前であれば、事前に都合が悪い日を運営委員会へ連絡する。
5. 授業中の安全確保は、教師陣と見守り当番が主に担当する。

#### **第7条 休憩中の安全確保**

1. 父母は休憩時に教室へ戻り、安全・衛生及び生活面で必要な対策・対応を講じる。
2. 20分休憩は屋外へ出て遊ぶことが多く、特に注意を要する。
3. 休憩中の安全確保は、父母が主に担当する。

### **第4章 危害及び器物損傷の対応**

#### **第8条 発生時の対応方法**

1. 発生時には校長、運営委員長、父母会長に連絡する。
2. 当事者同士で解決できる場合は当事者で解決する。
3. 当事者での対応では不十分である時には校長、運営委員長、父母会長及び当事者で対応を検討する。
4. 父母会長は必要に応じて幼稚部父母会を開催して対応を協議する。

## 第9条 賠償発生時の対応方法

1. 基本的に当事者で対応する。
2. 当事者での対応が不十分または当事者の判断が困難な場合、校長、運営委員長、父母会長で協議し、当事者場合によっては父母会で協議内容を決議する。

## 第5章 生活面および体調不良時の対応

### 第10条 対応方法

1. トイレ、食事、愚図り等、全ての生活に関わることは、各児童父母が責任をもって対処する。
2. 休憩や仮眠、食事、途中下校などは、幼児の体調や授業態度から必要と判断した場合、校長及び担当講師の同意の下、各児童父母が責任をもって対処する。

## 第6章 父母のその他役割

### 第11条 父母のその他役割

1. 幼稚部の運営・教育を全面的にサポートする。
2. 運営委または校長または教師陣からの要請に可能な限り対応する。
3. 父母は問題に迅速に対応できるよう、学校内もしくは学校付近に待機する。
4. 対策、対応が必要な時等は、父母会長に相談する。

## 第7章 改正

### 第12条 (改正)

この規則の改正は運営委員会の承認を得なければならない。

改廃日	改廃箇所	旧	新	改廃理由